

貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00029 <u>沿革 令和8年3月2日 一部改正</u></p> <p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書が締結されたことに伴い、（以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00029</p> <p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書が締結されたことに伴い、（以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p><b>（特約書の対象）</b></p> <p><b>第1条</b> 組合は、 年 月 日から 年 月 日までの期間に締結された貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約（以下「保険契約」という。）の保険料をこの特約書の各条項に定めるところに従い、日本貿易保険に納入するものとする。ただし、<u>貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険を対象とする定型特約に係る取扱い（令和8年3月2日 26 - 制度 - 00008）に規定する外貨建対応方式特約（以下「外貨建特約」という。）</u>が付された保険契約の保険料については、組合は、この特約書及び<u>外貨建特約</u>の定めるところに従い、日本貿易保険に納入するものとする。</p>	<p><b>（特約書の対象）</b></p> <p><b>第1条</b> 組合は、 年 月 日から 年 月 日までの期間に締結された貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）の保険契約（以下「保険契約」という。）の保険料をこの特約書の各条項に定めるところに従い、日本貿易保険に納入するものとする。ただし、<u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00060）又は貿易代金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00061）（以下これらを総称して「外貨建特約書」という。）</u>が付された保険契約の保険料については、組合は、この特約書及び<u>外貨建特約書</u>の定めるところに従い、日本貿易保険に納入するものとする。</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和8年4月1日から実施する。</u></p>		